

# 令和3年10月 川棚町議会臨時会会議録

令和3年10月12日 火曜日（午前10時開会）

## 出席議員（12人）

2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

## 欠席議員（2人）

1番	福田	徹
11番	炭谷	猛

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健 康 推 進 課 長	太 川 一	輝
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義	信
水 道 課 長	川 内 和	哉
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

## 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第43号 令和3年度川棚町一般会計補正予算（第7回）

( 1 0 : 0 0 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** ご起立願います。おはようございます。着席ください。

お知らせをいたします。福田徹議員、炭谷猛議員からは欠席の申出があり、これを許可をいたしております。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、令和3年10月川棚町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

### 日程第1 会議録署名議員の指名

**議** \_\_\_\_\_ **長** 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、小田成実議員及び田口一信議員を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日1日限りと決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

( 1 0 : 0 1 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

### 日程第3 議案第43号

**議 長** 次に、日程第3、議案第43号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第7回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 皆様、おはようございます。本日ここに、令和3年川棚町議会10月臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。本臨時会に提案する行政からの議案は、補正予算関係1件でございます。

それでは、議案第43号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第7回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を78億7,105万円にしようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る長崎県独自の緊急事態宣言により、事業収入が大きく減少した中小事業者の事業継続を支援する、長崎県事業継続支援給付金事業の追加が主なものであり、その他当初予算編成後の事情変更等に対応するため必要な事業について、追加計上をしようとするものであります。

詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、8、9ページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項5目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、町長の提案理由の説明でもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症に係る長崎県独自の緊急事態宣言により、8月及び9月の事業収入が大きく減少した町内の中小事業者の事業継続を支援するため、長崎県事業継続支援給付金の支給に要する経費を計上するものであります。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金の受給事業者、こちらは主に飲食店になりますが、こちらは対象外となります。また、今回の給付金は事業収入の減少率30パーセント以上の事業者が対象ですが、支給事務につきましては、減少率50パーセント以上の事業者を県が行い、減

少率30パーセント以上50パーセント未満の事業者を町が行うこととなっております。補正の内容としましては、事業収入の減少率30パーセント以上50パーセント未満の事業者に、月額10万円を上限に8月分と9月分を支給するもので、支給に要する事務費、会計年度任用職員の人件費、そして30事業所分の給付金を計上しております。そして事業費の2分の1が県補助となっております。次のページをお願いいたします。

8款土木費であります。2項2目道路維持費につきましては、町道の樹木伐採における処分費が不足し増額するもので、次の3目道路新設改良費につきましては、町道平野線の工事において電柱等の移設補償費が発生し増額補正するものであります。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより減額するものであります。歳出は以上であります。

続きまして歳入を説明しますので、6、7ページをお願いいたします。

15款県支出金であります。2項7目商工費補助金につきましては、長崎県事業継続支援給付事業に係る補助金で、先ほど申しましたとおり補助率は2分の1となっております。歳入は以上であります。

14ページ以降には給与明細書を付けておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

**議**            **長** これから質疑を行います。田口議員。

**8 番 田 口** 8ページ、9ページの長崎県事業継続支援給付金事業についてですけれども、今説明のあったとおり、30パーセント以上50パーセント未満の減収のところは町が支給ということでしたけれども、その町の支給というのは、結局、直接町が受付をされるということですねということを確認したいと思います。例えば、商工会とかに委託じゃなくて、直接町に申請をするということだろうなと思われませんが、そうですかということをお聞きします。それに併せて、50パーセント以上は県が支給するというお話でしたので、県への申請も直接県にするものかどうかということをお聞きします。

**議**            **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えをいたします。30パーセントから50パーセントの減収があった場合、町が支給するものでありますので、町の方

で受付を行います。

それと50パーセント以上につきましては、県の方でコールセンターを設置をされて、そこに申請をしていただくという形にはなりません。あとそのコールセンターにつきましては、長崎県庁及びその県の振興局等々に設置をされるということで確認をしておるところであります。以上です。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。波戸議員。

**1 3 番 波 戸** 先ほどの説明の中で30パーセント以上50パーセント未満という説明があったんですけども、昨年度の緊急経済支援給付金事業におきましては、20パーセント以上の事業者も対象となっておったんですけども、この30パーセント以上にされたのはどこからきたのかということで質問します。

**議** 長 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えをいたします。今回のその30パーセントから50パーセントの減収につきましては、県の方から話がきておりまして、その県の内容に応じて町の方が対応するものであります。以上です。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。初手議員。

**4 番 初 手** はい。同じく商工関係でお尋ねします。受付締切りがいつぐらいになるのか。それから大体逆算してというかな、支給はいつぐらいとか、その辺のスケジュール的なものがわかれば教えていただきたいと。

**議** 長 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。今担当課で予定を組んでおりますのは、申請を10月の末ぐらいから開始をいたしまして、12月の末ぐらいまでの申請期間といたします。その中で、申請があれば随時支給をしていきたいというふうに考えているところでありまして。以上です。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

**2 番 小 谷** 同じところですが、一応30件分ということで予算組まれておりますけども、この上限超えた場合の対応はどのようにされるのか、ちょっとお願いいたします。

**議** 長 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えをいたします。現在県の方から試算された数字で、今回30件ということで計上をしているところでありまして。これ

がもし30件オーバーするものであれば、県の方も柔軟に対応するということの確認は取れております。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。初手議員。

**4 番 初 手** はい。土木費の関係でちょっとお尋ねいたします。先ほど説明がありましたけども、電柱、樹木の伐採ということなんですけども、これは設計の変更に伴うものによる発生なのか、それと実際に今工事がストップしている状態なのか、工期的には最終的に問題がないのかですね。その辺についてお尋ねします。

**議 長** 建設課長。

**建 設 課 長** はい、お答えいたします。まず、委託料の方です。道路維持費の伐採の件ですけれども、これについては設計変更を行っている分とですね、当初見込んでました伐採一式ということでしてございましたけれども、伐採の量が確定してですね、かなり増えましたので、その量に応じて設計変更を行っております。

次の道路新設改良費の電柱の移転の件ですけれども、これについてはですね、工事請負費とは別で補償ということで、契約自体はN T T、九電、水道課と行いますが、工事については当初予定していたとおりの工事の内容でありますので、当初この部分をですね、移転の分を見落としていたということでもあります。それでですね、工事については現在もう地元説明を行って工事に入っておりますので、12月17日の工期の予定ですけれども、現在のところは工期の遅れはない見込みであります。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

「な し」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第43号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第7回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、議案第43号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第7回）」は、原案のとおり可決されました。

(10:15)

**議 長** ここで、お諮りをいたします。

本臨時会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

**議 長** これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和3年10月川棚町議会臨時会を閉会いたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(10:16)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 小田成実

会議録署名議員 田口一信